

(7) ガイドライン

※地帯区分「農林水産省」分抜粋

国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について

平成3年5月31日付 3構改D第389号

一部改正	平成	4年	6月10日付	4構改D第293号
一部改正	平成	5年	7月6日付	5構改D第521号
一部改正	平成	6年	10月5日付	6構改D第518号
一部改正	平成	7年	12月22日付	7構改D第789号
一部改正	平成	8年	11月19日付	8構改D第682号
一部改正	平成	9年	11月5日付	9構改D第672号
一部改正	平成	10年	6月10日付	10構改D第55号
一部改正	平成	11年	7月14日付	11構改D第486号
一部改正	平成	12年	8月21日付	12構改D第675号
一部改正	平成	13年	8月10日付	13農振第1262号
一部改正	平成	14年	8月8日付	14農振第953号
一部改正	平成	15年	5月26日付	15農振第227号
一部改正	平成	18年	8月24日付	18農振第857号
一部改正	平成	19年	8月8日付	19農振第837号
一部改正	平成	20年	8月26日付	20農振第962号
一部改正	平成	21年	7月13日付	21農振第834号
一部改正	平成	22年	7月30日付	22農振第907号
一部改正	平成	24年	3月21日付	23農振第2583号
一部改正	平成	25年	3月28日付	24農振第2532号
一部改正	平成	26年	3月28日付	25農振第2310号
一部改正	平成	26年	7月17日付	26農振第993号

各地方農政局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長あて 構造改善局長通知

この度、国営及び都道府県営土地改良事業について、地方公共団体が事業の態様や地域の実状等に即して事業費の負担割合を定めるに当たっての指針とするため、国営及び都道府県営土地改良事業における都道府県及び市町村の標準的な費用負担の水準を別紙のとおり、「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」として定めたので、御了知の上、その運用に特段の御配慮をお願いする。

なお、貴局管内の都道府県知事には、貴職から通知されたい。

「国営及び都道府県営土地改良事業における
地方公共団体の負担割合の指針」

H26. 7.
(単位：%)

(国営：その1)

予 算 区 分	事 業 等	地 帯 区 分				備 考			
		農 林 水 産 省							
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村				
		ア	イ	ウ	エ				
農業生産基盤保全管理・整備事業費	かんがい排水事業費 畑地帯総合土地改良パイロット事業費	国営かんがい排水<一般型>	75	70	25	5	総合かんがい排水は、注4)による。 〔 〕書はかんがい排水の農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 〈 〉は併せ行うため池整備に適用する 注17) 〈〈 〉〉は一体的に行う耐震化対策に適用する 注18) ()書は国営施設機能保全事業及び国営施設応急対策事業に適用する。 「畑：ファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成13年3月30日付け12農振第1665号農林水産事務次官通達)第2の3、4及び5により行う事業を示す。 「田以外：特殊土壌等」とは、平成5年4月1日付け5構改D第194号による改正前の国営かんがい排水事業実施要綱第6の1の(1)のウの(イ)及び(2)に規定する特殊土壌地帯における田以外にかかる部分並びに琵琶湖総合開発特別措置法(昭和47年法律第64号)に基づく指定に係る事業を示す。		
		(かんがい排水)	70	70	20	8			
		(造成土地改良)	70	2/3	23.4	8			
		(施設整備)	67.5	2/3	20.9	8			
		(明渠排水)	65	2/3	19	8			
		(内水排除)	60	2/3	17	6			
		(施設改修)	[※]	[2/3]	[17]	[7]			
		(総合かんがい排水)	(※)	(2/3)	(17)	(6)			
		(畑地帯水源整備)	<65>	<2/3>	<30>	<3.4>			
		(広域かんがい排水)	<<※>>	<<2/3>>	<<30>>	<<3.4>>			
		{ただし田以外：特殊土壌等}	65	2/3	17	6			
		{ただし 畑：ファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム}	50	50	25	10			
	<特別型>		74	70	25	5			
	(かんがい排水)		69	70	20	8			
	(内水排除)		69	2/3	23.4	8			
	(総合かんがい排水)		66	2/3	21	8			
	(畑地帯水源整備)		63	2/3	19	7			
	(広域かんがい排水)		58	2/3	17	6			
		{ただし田以外：特殊土壌等}	63	2/3	17	6			
		{ただし 畑：ファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム}	48	50	25	9			
農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備<一般型>	75	70	17.5	5	〈 〉書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。 ()書は国営緊急農地再編整備に適用する。		
		(農地再編整備)	60	2/3	17	6			
		(農地開発)	< ※ >	< 2/3 >	<24.4>	< 5 >			
		(総合農地開発)	< 65 >	< 55 >	<30 >	< 10 >			
		(国営緊急農地再編整備)	< 60 >	< 55 >	<28 >	< 11 >			
			< 50 >	< 50 >	<29 >	< 14 >			
			(※)	(2/3)	(25.2)	(5)			
			<特別型>		74	70		17	5
			(農地開発)		58	2/3		17	6
			(総合農地開発)						
直轄干拓事業費	草地開発	草地開発<一般型>	74	70	17	5			
			65	2/3	17	6			
		国 営 干 拓<一般型>	72	70	13	0			
			72	2/3	16.4	0			
			70	70	12	0			
			70	2/3	15.4	0			
			<特別型>		75	70		15	0
					75	2/3		18.4	0
					72	70		13	0
					72	2/3		16.4	0
農地等保全事業費	総合農地防災事業費	国営総合農地防災<一般型>	75	70	30	0			
		(総合農地防災)	65	2/3	30	3.4			
			※	50	35	15			

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		農 林 水 産 省					
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村		
		ア	イ	ウ	エ		
農業生産基盤保全管理・整備事業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	65	65	17.5	7	く>書はかんがい排水の農業用水再編対策(地域用水機能増進型)に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。
			60	60	20	8	
			50	50	25	10	
			<※>	<50>	<25>	<11>	
			※	45	27.5	10	
	※	50	25	10			
	※	55	25	10			
		基幹水利施設補修	50	50	25	10	
		※	45	27.5	10		
		基幹水利施設ストックマネジメント	※	50	25	10	基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1855号農林水産事務次官依命通知)第2の2のうち都道府県営土地改良事業として実施するものみに適用する。
経営体育成基盤整備事業費補助	圃場整備補助	担い手育成型	※	50	27.5	10	く>書は高度利用型に適用する。
			※	55	27.5	10	
	一 般 型	65	65	17.5	7		
		60	60	20	8		
		55	55	25	10		
		55	55	22.5	8		
		50	50	27.5	10		
		50	50	25	10		
	45	45	27.5	10			
	資源活用型	50	50	25	10		
45		45	27.5	10			
諸土地改良事業費補助	土地改良総合整備	<55>	<50>	<32.5>	<10>	く>書は担い手育成型(集約農業型)に適用する。特定地域型は注4)による。()書は新技術導入推進農業農村整備、担い手支援型に適用する。	
		(※)	(50)	(27.5)	(10)		
		50	50	25	10		
		45	45	27.5	10		
		50	50	25	10		
諸土地改良事業費補助	水田農業振興緊急整備	※	50	27.5	10	農村生活環境基盤整備(注15)を除く。	
		※	50	25	10		
		※	50	25	10		
		※	55	25	10		
		※	55	25	10		
諸土地改良事業費補助	新農業水利システム保全対策	※	50	25	10		
		※	50	25	10		
		※	50	25	10		
		※	50	25	10		
		※	50	25	10		
畑地帯総合農地整備事業費補助	畑地帯総合整備	(担い手育成型)	※	50	25	10	
			※	50	25	10	
			50	50	25	10	
			65	65	17.5	7.5	
			50	50	25	10	
	畑地帯開発整備	(一般型)	70	55	30	6	
			65	50	32.5	7	
			60	50	30	8	
			55	50	27.5	8	
			65	50	29	0	
45	45	22	0				

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		農 林 水 産 省						
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村			
		ア	イ	ウ	エ			
農村整備事業費	農村総合整備 事業費補助	農村総合整備 (農村総合整備)	{ 60 } < 55 > 50	{ 50 } < 50 > 50	{ 30 } < 27.5 > 25	{ 8 } < 9 > 10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。 { }書は従前の総バ事業、 < >書は従前のミニ総バ事業に 適用する。	
		(集落基盤整備)	55 (45)	50 (45)	27.5 (27.5)	9 (10)	()書は注5)に適用する。	
		(地域開発関連整 備)	< ※ > 50 45	(55) 50 45	< 25 > 25 27.5	< 10 > 10 10	< > 書は特殊地域等に適用 する。	
	農村振興整備 事業費補助	農村振興総合整備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。	
		田園整備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。	
	中山間総合整備 事業費補助	中山間総合整備	(中山間地域総合 整備)	< 2/3 > 60 < 55 >	< 50 > 55 < 50 >	< 33.3 > 30 < 27.5 >	< 6 > 10 < 8 >	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。 < >書は従前の開拓地整備に 適用する。 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。
			(農地環境整備)	60	55	30	10	
		(中山間地域総合 農地防災)	※	(55)	(32)	(13)		() 書は農地機能保全対策 に適用する。
			※	55	29	14		
	農地等保全事業 費	農地防災事業費補助	農 地 防 災 (防災ダム)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用 する。 注8)に該当するものに適用 する。 < >書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。 () 書は 地域ため池総合整 備のうち大規模に適用する。
60				55	34	11		
60				50	39	11		
55				50	34	16		
50				50	32	18		
※			55	34	11			
※			50	34	16			
(ため池等整備)			< 60 >	< 55 >	< 37 >	< 8 >		
			< 60 >	< 50 >	< 42 >	< 8 >		
			60	55	28	11		
		60	50	33	11			
		< 50 >	< 50 >	< 32 >	< 18 >			
< ※ >		< 50 >	< 32 >	< 18 >				
50		50	29	14				
※		50	29	14				
※	55	29	14					
(※)	(55)	(28)	(11)					
(湛水防除)	60	55	37	8				
	60	50	42	8				
	55	50	37	13				
	50	50	32	18				
農地保全事業費補助	農地保全整備 (農地保全整備)	65 ※ 50 45 40	55 50 50 45 40	30 32 29 31 30	10 18 14 16 11	地すべり対策を除く。		
農村環境保全対策 事業費補助	水質保全対策 公害防除特別土地改良 地盤沈下対策 総合農地防災	2/3 65 < ※ > 60 60 < ※ > 55 50 (※) [※] [※]	55 55 < 55 > 55 50 < 50 > 50 (50) [55] [50]	41 41 < 35 > 34 39 < 35 > 34 32 (35) [29] [29]	4 4 < 10 > 11 11 < 15 > 16 18 (10) [14] [14]	農村地域環境保全整備は、注 4)による。 < >書は国営総合農地防災事 業に附帯する県営防災事業に適 用する。 () 書は特定農業用管水路 等特別対策に適用する。 [] 書は農村災害対策整備事 業のうち農業生産基盤整備に係 るものみに適用する。		
震災対策農業水利施 設整備事業費補助	震災対策農業水利施設 整備	< ※ > < ※ >	< 55 > < 50 >	< 37 > < 32 >	< 8 > < 18 >			

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		農 林 水 産 省					
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村		
		ア	イ	ウ	エ		
農地等保全事業費	農村地域防災減災事業	農 地 防 災 (防災ダム)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。 注8)に該当するものに適用する。 <>書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。
			60	55	34	11	
			60	50	39	11	
			55	50	34	16	
			50	50	32	18	
			※	55	39	6	
			※	55	34	11	
			※	55	34	11	
			※	50	34	16	
			※	55	34	11	
		(ため池等整備)	<60>	<55>	<37>	<8>	
			<60>	<50>	<42>	<8>	
			<※>	<55>	<42>	<3>	
			60	55	28	11	
			60	50	33	11	
			※	55	33	11	
			<50>	<50>	<32>	<18>	
			<※>	<55>	<32>	<13>	
			<※>	<50>	<32>	<18>	
			<※>	<55>	<32>	<13>	
(湛水防除)	60	55	37	8			
	60	50	42	8			
		55	42	3			
	55	50	37	13			
		55	37	8			
	50	50	32	18			
	※	55	32	13			
	※	50	35	10			
農 地 保 全 整 備 (農地保全整備)	65	55	30	10			
	※	50	32	18			
	50	50	29	14			
	45	45	31	16			
	40	40	30	11			
水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災 公 害 防 除 特 別 土 地 改 良	(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災) (公害防除特別 土地改良)	2/3	55	41	4	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管路等特別対策に適用する。 < >書は国営総合農地防災事業に付帯する県営防災事業に適用する。 < >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。	
		65	55	41	4		
		60	55	34	11		
		60	50	39	11		
		55	55	34	11		
		55	50	34	16		
		50	50	32	18		
		※	50	35	15		
		※	55	39	6		
		※	55	34	11		
		(※)	(50)	(35)	(10)		
		(※)	(55)	(35)	(10)		
		<※>	<55>	<35>	<10>		
		<※>	<50>	<35>	<15>		
		(農村災害対策整備)	<※>	<2/3>	<29>		<4.4>
※	50		29	14			
(※)	(55)		(29)	(14)			
戸別所得補償実施 田圃消化基盤整備 事業費	戸別所得補償実施田圃消化基盤整備事業費補助	水 利 施 設 整 備	65	65	17.5	7	< >書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [] 書は基幹水利施設保全身型に適用する。
			60	60	20	8	
			50	50	25	10	
			<※>	<50>	<25>	<11>	
			※	45	27.5	10	
			※	50	25	10	
			※	55	25	10	
			[※]	[50]	[25]	[10]	

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考			
		農 林 水 産 省							
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村				
		ア	イ	ウ	エ				
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費	農 地 整 備	(経営体育成型)	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10	営農環境整備(注15)を除く。		
		(畑地帯担い手育成型)	※	50	25	10			
		(畑地帯担い手支援型)	※	50	25	10			
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	50	50	25	10			
		(畑地帯総合整備・一般型)	65 50	65 50	17.5 25	7.5 10			
	草地畜産基盤整備	※ ※	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。			
	農 地 防 災	※ ※	55 50	35 35	10 15				
6次産業化等促進基盤整備事業	水 利 施 設 整 備	65 60 50 <※> ※ ※ ※ [※]	65 60 50 <50> 45 50 55 [50]	17.5 20 25 <25> 27.5 25 25 [25]	7 8 10 <11> 10 10 10 [10]	<>書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に適用する。			
		農 地 整 備	(経営体育成型)	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10	営農環境整備(注15)を除く。	
			(畑地帯担い手育成型)	※	50	25	10		
			(畑地帯担い手支援型)	※	50	25	10		
			(畑地帯総合整備・緊急整備型)	50	50	25	10		
			(畑地帯総合整備・一般型)	65 50	65 50	17.5 25	7.5 10		
	(農山漁村地域整備事業費) (地域自主戦略交付金)	(農山漁村地域整備交付金) (地域自主戦略交付金)	経営体育成基盤整備	<※> <※> (50) (※) (※)	<50> <55> (50) (50) (55)	<27.5> <27.5> (25) (25) (25)	<10> <10> (10) (10) (10)	<>書は一般型、面的集積型、農業生産法人等育成型に適用する。 ()書は排水対策型、水利施設整備型、畑地帯担い手育成型、畑地帯担い手支援型、草地整備型、畜産担い手総合整備型、草地林地総合整備型に適用する。	
			農 地 整 備	(経営体育成型)	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10	営農環境整備、地域水田農業再生緊急整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備のうち農村生活環境基盤整備(注15)を除く。
				(畑地帯担い手育成型)	※	50	25	10	
				(畑地帯担い手支援型)	※	50	25	10	
				(畑地帯総合整備・緊急整備型)	50	50	25	10	
(畑地帯総合整備・一般型)				65 50	65 50	17.5 25	7.5 10		
草地畜産基盤整備	※ ※	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。				

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		農 林 水 産 省						
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村			
		ア	イ	ウ	エ			
(農山漁村地域整備事業費) (地域自主戦略交付金)	(農山漁村地域整備交付金) (地域自主戦略交付金)	水利施設整備	65 60 50 <※> ※ ※ ※ [※]	65 60 50 <50> 45 50 55 [50]	17.5 20 25 <25> 27.5 25 25 [25]	7 8 10 <11> 10 10 10 [10]	<>書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に適用する。	
		農地防災						
		(防災ダム)	65 60 60 55 50 ※ ※	55 55 50 50 50 55 50	39 34 39 34 32 34 34	6 11 11 16 18 11 16	注7)に該当するものに適用する。	
		(ため池等整備)	<60> <60> 60 60 <50> <※> 50 ※ ※ (※)	<55> <50> 55 50 <50> <50> 50 50 55 (55)	<37> <42> 28 33 <32> <32> 29 29 29 (28)	<8> <8> 11 11 <18> <18> 14 14 14 (11)	注8)に該当するものに適用する。 <>書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ()書は地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。	
		(湛水防除)	60 60 55 50 ※ ※	55 50 50 50 55 50	37 42 37 32 35 35	8 8 13 18 10 15	総合農地防災事業で実施する湛水防除を含む。	
		農地保全整備 (農地保全整備)	65 ※ 50 45 40	55 50 50 45 40	30 32 29 31 30	10 18 14 16 11	地すべり対策を除く。	
		水質保全対策 総合農地防災						
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	60 60 55 55 50 ※ (※) <※> <※>	55 50 55 50 50 50 (50) <55> <50>	34 39 34 34 32 35 (35) <35> <35>	11 11 11 16 18 15 (10) <10> <15>	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管路等特別対策に適用する。 <>書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。	
		(農村災害対策整備)	※ ※ ※ (※) [※]	<2/3> 55 50 (55) [55]	<29> 29 29 (29) [32]	<4.4> 14 14 (14) [13]	<>書きは南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものに適用する。 ()書及び[]書は中山間地域等で実施するものに適用し、このうち[]書は農地機能保全対策に適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。	
		中山間総合整備						
		(中山間地域総合整備)	60	55	30	10	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。 農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。	
		(農地環境整備)	60	55	30	10		

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		農 林 水 産 省						
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村			
		ア	イ	ウ	エ			
(農山漁村地域整備事業費) (地域自主戦略交付金)	(農山漁村地域整備交付金)	集落基盤整備	※ 50 <※> [50] [※]	50 50 <50> [50] [45]	25 25 <25> [25] [27.5]	10 10 <11> [10] [10]	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。 <>書は地域用水機能の増進 を伴う農業用排水施設整備に 係るものに適用する。但しダ ム、頭首工等の基幹施設は除 く。 []書は基幹水利施設補修に 係るものに適用する。 集落基盤整備(注15)を除く。	
	農業基盤整備促進	※ ※ (※) (※) [※] [※]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事 業に係るものに適用する。 (注16)		
農業施設災害 関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	農業用施設等 災害関連 (農業用施設災関 ため池災関特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び 災害関連緊急地すべり対策を除 く。	
	鉍毒対策事業費補助	鉍 毒 対 策	65 50	50 50	44 32	6 18		
		農 道 整 備	50 45	50 45	25 27.5	18 20	注4)に該当する場合に適用 する。	
農業競争力強化 基盤整備事業費	農業競争力強化基盤 整備事業	水利施設整備	65 60 50 <※> ※ ※ ※ [※]	65 60 50 <50> 45 50 55 [50]	17.5 20 25 <25> 27.5 25 25 [25]	7 8 10 <11> 10 10 10 [10]	<>書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹施設は除く。 []書は基幹水利施設保全 型に適用する。	
		農 地 整 備	(経営体育成型)	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10	営農環境整備(注15)を除 く。
			(畑地帯担い手育 成型)	※	50	25	10	
			(畑地帯担い手支 援型)	※	50	25	10	
			(畑地帯総合整備 ・緊急整備型)	50	50	25	10	
			(畑地帯総合整備 ・一般型)	65 50	65 50	17.5 25	7.5 10	
		草地畜産基盤整備	※ ※	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用 施設整備(注15)を除く。	
		農 地 防 災	※ ※	55 50	35 35	10 15		
		農業基盤整備促進事 業	農業基盤整備促進	※ ※ (※) (※) [※] [※]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。 (注16)
		農業水利施設保全合 理化事業	農業水利施設保全合 理化事業	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10	
農村地域復興再 生基盤総合整備	農村地域復興再生基 盤総合整備事業	水利施設整備	50 <※> ※ ※ [※]	50 <50> 50 55 [50]	25 <25> 25 25 [25]	10 <11> 10 10 [10]	<>書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭首工 []書は基幹水利施設保全 型に適用する。	
		農 地 整 備	(経営体育成型)	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10	営農環境整備(注15)を除 く。

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		農 林 水 産 省					
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村		
		ア	イ	ウ	エ		
農村地域復興再生基盤総合整備事業	農 地 整 備	(畑地帯担い手育成型)	※	50	25	10	
		(畑地帯担い手支援型)	※	50	25	10	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	50	50	25	10	
		(畑地帯総合整備・一般型)	65 50	65 50	17.5 25	7.5 10	
	草 地 畜 産 基 盤 整 備	※ ※	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。	
	農 地 防 災	(防災ダム)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。 注8)に該当するものに適用する。 <>書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ()書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。
			60	55	34	11	
			60	50	39	11	
			55	50	34	16	
			50	50	32	18	
			※	55	34	11	
		※	50	34	16		
		(ため池等整備)	< 60 >	<55>	<37>	< 8 >	
			< 60 >	<50>	<42>	< 8 >	
			60	55	28	11	
	60		50	33	11		
<50>	<50>	<32>	<18>				
<※>	<50>	<32>	<18>				
50	50	29	14				
※	50	29	14				
※	55	29	14				
(※)	(55)	(28)	(11)				
(湛水防除)	60	55	37	8			
	60	50	42	8			
	55	50	37	13			
	50	50	32	18			
農 地 保 全 整 備 (農地保全整備)	※	50	32	18	地すべり対策を除く。		
	50	50	29	14			
	40	40	30	11			
地 盤 沈 下 対 策 農 村 環 境 保 全	(地盤沈下対策)	60	55	34	11	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものは、注4)による。 ()書は特定農業用管路等特別対策に適用する。 農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。	
		60	50	39	11		
		5	50	34	16		
	(※)	(50)	(35)	(10)			
(農村災害対策整備)	※ (※)	50 (55)	29 (29)	14 (14)			
震災対策農業水利施設整備	<※> <※>	<55> <50>	<37> <32>	< 8 > <18>			
中 山 間 総 合 整 備	(中山間地域総合整備)	60	55	30	10	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。 農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。	
		※	50	25	10		
集落基盤整備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。 集落基盤整備(注15)を除く。		
農業生産基盤保全管理等推進費	農業体質強化基盤整備促進事業費	農業体質強化基盤整備促進	※ ※ (※) (※) [※] [※]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 (注16)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率		都 県	市 町 村		
		ア	イ				ウ
農村地域復興再生基盤総合整備事業	地盤沈下対策 農村環境保全 (地盤沈下対策)	60	55	34	11	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものは、注4)による。 ()書は特定農業用管路等特別対策に適用する。 農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。	
		60	50	39	11		
	55 (※)	50 (50)	34 (35)	16 (10)			
	※ (※)	50 (60)	29 (31)	14 (9)			
	震災対策農業水利施設整備	<※> <※>	<55> <50>	<37> <32>	<8> <18>		
中山間総合整備 (中山間地域総合整備)	60	60	30	7	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。 農村生活環境整備及び保全管理 等(注15)を除く。		
	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。 集落基盤整備(注15)を除く。		
農業生産基盤保全管理等推進費	農業体質強化基盤整備促進事業費	農業体質強化基盤整備促進	※ (※) [※]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。 (注16)

注1) 国庫率の「ア」欄の値は、昭和57年度から平成4年度までの国の負担割合の引き下げは考慮しない場合を示す。又、※印は平成5年度以降の新規制度を示す。

注2) 国庫率の「イ」欄の値は、平成5年度以降の率を示す。

注3) 都道府県及び市町村の負担割合(「ウ」欄及び「エ」欄の値)は、当該事業の国庫率に係る対象事業費に対する割合を示す。

注4) 附帯事業及び併せ行う事業等で、他の事業の国庫補助率を準用している場合は、準用されるそれぞれの事業の「ウ」欄及び「エ」欄の数値を適用する。
(例えば、「圃場整備」においてかんがい排水(排水対策特別)を併せ行っている場合のかんがい排水に対応する負担割合は、「かんがい排水」の国庫率「ア」欄50%、「イ」欄50%に対する「ウ」欄及び「エ」欄の数値を適用する。)

注5) 圃場整備の施行にあたり、農用地以外の用に供する土地の全部又は一部が用途地域内にある場合の圃場整備事業のガイドライン。

注6) 国営土地改良事業のうち国営総合農地防災事業費、国営かんがい排水事業(併せ行うため池整備)、都道府県土地改良事業のうち農地防災事業費補助、農地保全事業費補助、農村環境保全対策事業費補助、農業用施設等災害関連事業費補助及び鉱毒対策事業費補助、農山漁村地域整備交付金(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、地域自主戦略交付金(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、農村地域防災減災事業(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)及び農業体質強化基盤整備促進事業における防災関連事業(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)については、本表に示す標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。

注7) 農地防災事業実施要綱(昭和40年12月24日付け40農地D第1829号農林水産事務次官依命通知)第2の別表第1の事業の名称の欄の防災ダム事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)から(4)まで、広域防災ため池等整備モデル事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2078号農林水産事務次官依命通知)第2の2の別表1の事業種類の欄の1に係る同表の事業内容の欄の(1)、(2)のア、(3)及び事業種類の欄の2に掲げるもの、地域自主戦略交付金交付要綱(平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知。以下「戦略交付金要綱」という。))の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIの1の(1)から(4)まで、同運用の運用別紙2(広域防災ため池等整備モデル事業)第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)、(2)のア、(3)及び事業種類の欄の2、農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)の要領第3(1)、同要領別紙3第2の1、2、同要領別紙11(広域防災ため池等整備モデル事業に係る運用)第2の2の別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)、(2)のア、(3)及び同表の事業種類の欄の2、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIの1の(1)から(4)までに掲げるもの。

このうち農業生産基盤整備とは、農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄の防災ダム事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)から(3)まで、広域防災ため池等整備モデル事業実施要綱第2の2の別表1の事業種類の欄の1に係る同表の事業内容の欄の(1)、(2)のア及び同表の事業種類の欄の2に係る同表の事業内容の欄に掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIの1の(1)から(3)まで及び同運用の運用別紙2(広域防災ため池等整備モデル事業)第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)、(2)のア及び同表の事業種類の欄の2に係る同表の事業内容の欄に掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領第3(1)、同要領別紙3第2の1、2、同要領別紙11(広域防災ため池等整備モデル事業に係る運用)第2の2の別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)、(2)のア及び同表の事業種類の欄の2、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農

地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIの1(1)から(3)までに掲げるもの。

農村保全管理施設とは、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIの1の(4)のうち「防災ダム等の保全、管理」に係るもの及び同運用の運用別紙2(広域防災ため池等整備モデル事業)第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(3)のうち「防災ため池の保全、管理」に係るもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙11(広域防災ため池等整備モデル事業に係る運用)別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(3)のうち「防災ため池の保全、管理」に係るもの、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIの1(4)のうち「防災ダム等の保全、管理」に係るもの。

注8) 農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄のため池等整備事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)のAからカまで、(2)のA、イ及びエからカまで、(3)のAからオまで並びに(4)から(6)まで、農業用河川工作物応急対策等事業実施要綱(昭和54年4月3日付け54構改D第239号農林水産事務次官依命通知)第2の1及び2、土地改良施設耐震対策事業実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2639号農林水産事務次官依命通知)第2の2、地域ため池総合整備事業実施要綱(平成21年3月31日付け20農振第2286号農林水産事務次官依命通知)第2の2の別表1の区分の欄の1に係る同表の事業種類の欄の(1)から(3)まで並びに同表の区分の欄の2に係る(1)及び(2)に対応する同表の事業内容の欄に掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIIの1の(1)の(1)のAからカまで、(2)のA、イ及びエからカまで、(3)のAからオまで、(4)から(6)まで並びに(7)のA及びイ、運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙3別記1の1の(1)から(3)まで、(5)、(6)並びに2に係る(1)から(3)、同運用の運用別紙4(農業用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2、同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)第2の2並びに同運用のに掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の3から6、同要綱の要領別紙4(用排水施設等整備事業に係る運用)の第2の3、同要綱の要領別紙7(農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用)の第2の1から3及び同要綱の要領別紙9(農業用施設等災害管理対策事業に係る運用)の第2の1から5、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIIの1の(1)のAからカまで、(2)のA、イ及びエからカまで、(3)のAからオまで、(4)から(6)まで並びに(7)のA及びイ、運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第2の2の運用別紙3別記1の1の(1)から(3)まで、(5)、(7)並びに2の(1)から(3)、同運用の運用別紙4(農業用河川工作物応急対策等事業)第1の1及び2、同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)第1の2並びに同運用の掲げるもの

このうち農業生産基盤整備とは、農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄のため池等整備事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)のA、イ及びオ、(2)のA、イ及びオ、(3)のA、イ及びエ、(5)のAからウまで並びに(6)のA、地域ため池総合整備事業実施要綱第2の2の別表1の区分の欄の1に係る(1)及び(3)に対応する同表の事業内容の欄に掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIIの1の(1)のA、イ及びオ、(2)のA、イ及びオ、(3)のA、イ及びエ、(5)のAからウまで並びに(6)のA並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙3別記1の1の(1)及び(3)に掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の3、5及び同要綱の要領別紙4(用排水施設等整備事業に係る運用)の第2の3、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIIの1の(1)のA、イ及びオ、(2)のA、イ及びオ、(3)のA、イ及びエ、(5)のAからウまで並びに(6)のA並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第2の2の運用別紙3別記1の1の(1)及び(3)に掲げるもの。

農村保全管理施設とは、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙3の別記1の2の(3)に掲げるもの、同運用の運用別紙4(農業用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2に規定する事業並びに同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)第2の2に規定する事業。

水質保全施設とは、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIIの1. 事業内容の欄の1の(1)のエ、(2)のエ、(3)のウ及び(4)に掲げるもの並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙3の別記1の2の(2)に掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の4及び6、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIIの1. 事業内容の欄の1の(1)のエ、(2)のエ、(3)のウ及び(4)に掲げるもの並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第2の2の運用別紙3別記1の2の(2)に掲げるもの。

なお、河川工作物応急対策とは、農業用河川工作物応急対策等事業実施要綱第2の1及び2並びに土地改良施設耐震対策事業実施要綱第2の2に掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙4(農業用河川工作物応急対策等事業)の第2の1及び2並びに同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)の第2の2、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙7(農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用)の第2の1から3、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙4(農業用河川工作物応急対策等事業)第1の1及び2並びに同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)第1の2に掲げるもの。

注9) 備考欄の農業生産基盤整備の内容は以下に掲げるものとする。

農村総合整備の農業生産基盤整備とは、地域整備関連総合整備事業実施要綱(平成8年7月31日付け8構改D第537号農林水産事務次官依命通知)第3の別表の区分の欄の1の事業及び地域開発関連基盤整備事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2488号農林水産事務次官依命通知)第3の(1)の区画整理とする。

農村振興総合整備の農業生産基盤整備とは、農村振興総合整備事業実施要綱(平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官依命通知)第2の5の別表2の区分の欄の1の事業とする。

田園整備の農業生産基盤整備とは、田園整備事業実施要綱(平成10年12月11日付け10構改D第691号農林水産事務次官依命通知)第2の1の別表1の区分の欄の1に係る同表の事業種類の欄の(1)の①から③まで及び(2)の①から③まで並びに同要綱第2の1の別表2(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき実施されるものに限る。)に掲げるものとする。

中山間総合整備の農業生産基盤整備とは、中山間地域総合整備事業実施要綱(平成2年8月1日付け2構改D第475号農林水産事務次官依命通知)第2の1の別表の区分の欄の1、農地環境整備事業実施要綱(平成4年7月15日付け4構改D第457号農林水産事務次官依命通知)第2の2の別表の区分の欄の1及び農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄の中山間地域総合農地防災事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)から(3)までに掲げるものとする。

総合農地防災における農業生産基盤整備とは、農村災害対策整備事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2074号農林水産事務次官依命通知)第2の2の別表1の区分の欄の1に掲げるものとする。

地域自主戦略交付金における農業生産基盤整備とは、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のVの1に掲げるもの、同運用の運用別紙6(農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙6別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるもの、同要綱の別紙19(集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に掲げるもの、同要綱の別紙20(中山間地域総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の1に掲げるもの及び第7の3の規定によりなお従前の例によるものとされたもの並びに同要綱の別紙22(農地環境整備事業に係る運用)の第2の2の別表の区分の欄の1に掲げるもの第10の3の規定によりなお従前の例によるものとされたもの。

農村地域復興再生基盤総合整備事業における農業生産基盤整備とは、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙1(復興再生基盤総合整備事業に係る運用)の第2の3の事業メニューの表の区分の欄の1に掲げるもの、別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のVの1に掲げるもの、同運用の運用別紙2(農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙2別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるもの、同要綱の別紙8-1(中山間地域総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の1に掲げるもの並びに第7の規定によりなお従前の例によるものとされたもの。

注10) 備考欄の農村保全管理施設の内容は以下に掲げるものとする。

地域自主戦略交付金における農村保全管理施設とは、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙6(農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙6別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の2の事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

農村地域防災減災事業における農村保全管理施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙10(農村防災施設整備事業に係る運用)の第2要領別紙10別表1の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)に掲げるもの。

農村地域復興再生基盤総合整備事業における農村保全管理施設とは、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙2(農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙2別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)、(4)及び同表の区分の欄の2の事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

- 注1 1) 備考欄の水質保全施設及び水質保全施設と併せ行う施設の内容は以下に掲げるものとする。
農山漁村地域整備交付金における水質保全施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生畜第2433号、22農振第2216号、22林整計第359号、22水港第2429号、農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「H23整備交付金要領」という。）の要領別紙（番号7総合農地防災事業に係る運用）の別表第1の事業の名称の欄の水質保全対策型に対応する別紙1の第1の2の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の（1）に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の（2）に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の（3）、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の（1）に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の（2）並びに同表の区分の欄の5に対応する工種の欄の（1）に掲げるものとする。
地域自主戦略交付金における水質保全施設とは、戦略交付金要領の別紙16（水質保全対策事業に係る運用）の第1の2の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の（1）に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の（2）に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の（3）、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の（1）に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の（2）並びに同表の区分の欄の5に対応する工種の欄の（1）に掲げるものとする。
農村地域防災減災事業における水質保全施設とは、農村地域防災減災事業実施要領の要領別紙8（水質保全対策事業に係る運用）の第2の別表1の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の（1）に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の（2）に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の（3）、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の（1）に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の（2）並びに同表の区分の欄の4に対応する工種の欄の（1）に掲げるものとする。
農山漁村地域整備交付金における水質保全施設と併せ行う施設とは、H23整備交付金要領の要領別紙（番号7総合農地防災事業に係る運用）の別表第1の事業の名称の欄の水質保全対策型に対応する別紙1の第1の2の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の（4）、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の（3）から（5）に掲げるものとする。
地域自主戦略交付金における水質保全施設と併せ行う施設とは、戦略交付金要領の別紙16（水質保全対策事業に係る運用）の第1の2の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の（4）、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の（3）から（5）に掲げるものとする。
農村地域防災減災事業における水質保全施設と併せ行う施設とは、農村地域防災減災事業実施要領の要領別紙8（水質保全対策事業に係る運用）の第2の別表1の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の（4）及び同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の（3）から（5）に掲げるものとする。
- 注1 2) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の地域用水機能の増進を伴う農業用排水施設整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号、農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「H22整備交付金要領」という。）の要領別紙（番号12集落基盤整備事業に係る運用）の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の（2）に対応する内容の欄のウに掲げるものとする。
- 注1 3) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の基幹水利施設補修とは、H22整備交付金要領の要領別紙（番号12集落基盤整備事業に係る運用）の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の（2）に対応する内容の欄のカの（ア）の②及び（カ）に掲げるものとする。
- 注1 4) 地域自主戦略交付金における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、戦略交付金要領の別紙12（農地防災事業に係る運用）の運用別紙6（農村災害対策整備事業）の第5の2の（1）のウに規定する地域とする。
農村地域防災減災事業における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、農村地域防災減災事業実施要領の要領第2の1に規定する地域とする。
農村地域復興再生基盤総合整備事業における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領の別紙4-1（農地防災事業に係る運用）の運用別紙2（農村災害対策整備事業）の第4の2の（1）のウに規定する地域とする。
- 注1 5) 地域水ネットワーク再生事業実施要領（平成21年1月27日付け20農振第1616号農林水産事務次官依命通知）の第2の1の別表の事業内容の欄の1の（1）のウ及びエ、同事業内容の欄の1の（2）及び（3）、生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業実施要領（平成20年4月1日付け19農振第2161号農林水産事務次官依命通知）の第3の2の別表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の（1）から（3）、中山間地域総合整備事業実施要領（平成22年4月1日付け21農振第2180号農林水産事務次官依命通知）の第2の1の別表の区分の欄の2、農地環境整備事業実施要領（平成22年4月1日付け21農振第2183号農林水産事務次官依命通知）の第2の2の別表の区分の欄の2、戸別所得補償実施田圃滑化基盤整備事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2199号農林水産事務次官依命通知）及び特定地域振興生産基盤整備事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2242号農林水産事務次官依命通知）の要領別紙1（農地整備に係る運用）の第3の別表の区分の欄の3、同要領の要領別紙3（草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第10の1の（2）の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の（1）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の（2）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分の欄の利用施設整備事業、H23整備交付金要領の要領別紙（番号1農地整備事業に係る運用）の第3の別表の区分の欄の3、同要領の別紙6（草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第11の1の（2）の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の（1）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の（2）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、同要領の要領別紙（番号13効果促進事業に係る運用）の3、戦略交付金要領の別紙1（農地整備事業に係る運用）の第3の別表の区分の欄の3、同要領の別紙5（農地整備事業における地域水田農業再編緊急整備に係る運用）の第3の1の別表1の事業の種類欄の8及び9並びに同別紙の別表2の事業の種類欄の9及び10、同要領の別紙7（農地整備事業における耕作放棄地解消・発生防止基盤整備に係る運用）の第3の別表の区分の欄の3、同要領の別紙11（草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第11の1の（2）の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の（1）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の（2）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、同要領の別紙12（農地防災事業に係る運用）の運用別紙6（農村災害対策整備事業）の運用別紙6別表1の区分の欄の3、同要領の別紙15（地域用水環境整備事業に係る運用）の第1の3の（1）の表の区分の欄の1に対応する工種の欄の（1）から（6）まで及び同区分の欄の2、要領の別紙19（集落基盤整備事業に係る運用）の第1の5の表の区分の欄の2、要領の別紙20（中山間地域総合整備事業に係る運用）の第2の1の別表の区分の欄の2、要領の別紙22（農地環境整備事業に係る運用）の第2の2の区分の欄の2、要領の別表33（効果促進事業に係る運用）の3、6次産業化等促進基盤整備事業実施要領（平成24年10月6日付け24農振第1602号農林水産事務次官依命通知）の要領別紙1（農地整備事業に係る運用）の第1の別表の区分の欄の3、農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知）の要領別紙1（農地整備事業に係る運用）の第2の別表の区分の欄の3、同要領の要領別紙2（草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第10の1の（2）の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の（1）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の（2）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領の要領別紙1（復興再生基盤総合整備事業に係る運用）の第2の3の表の区分の欄の2、同要領の要領別紙2-1（農地整備事業に係る運用）の第3の別表の区分の欄の3、同要領の要領別紙8-1（中山間総合整備事業に係る運用）の第2の1の別表の区分の欄の2、同要領の要領別紙9（草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第11の1の（2）の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の（1）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の（2）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、農村地域防災減災事業実施要領の要領別紙10（農村防災施設整備事業に係る運用）の第2の別表1の区分の欄の3に掲げるものとする。 なお、これらの事業等に係る地方負担額については、平成23年度地方債同意等基準（平成23年5月19日総務省告示第190号）及び平成23年度地方債同意等基準運用要領（平成23年4月1日付け総財第91号、総財公第43号、総務第88号総務副大臣通知）第一の一の1に規定によるものとする。
- 注1 6) 農業体質強化基盤整備促進事業実施要領（平成24年4月6日付け23農振第2636号農林水産省農村振興局長通知）の第4の2に定める別記様式第1号の農地防災事業の実施の欄に記載された区分による。

- 注17) 国営かんがい排水事業における併せ行うため池整備とは、国営かんがい排水事業要綱（平成元年7月7日付元構改D第523号農林水産事務次官依命通知）第2の5に掲げるもの。
- 注18) 国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策とは、国営耐震一体型かんがい排水事業要綱（平成26年3月28日付け25農振第2099号農林水産事務次官依命通知）第2に掲げるもののうち耐震化対策とする。